

「中小企業の会計に関する指針」新旧対照表

「中小企業の会計に関する指針」を次のように一部改正した。

※脚注追加による脚注番号の繰下げについては省略。

改正指針（平成 27 年 4 月 21 日）	旧指針（平成 26 年 2 月 3 日）
<p>中小企業の会計に関する指針</p> <p style="text-align: right;">平成 17 年 8 月 1 日</p> <p>改正 平成 18 年 4 月 25 日</p> <p>改正 平成 19 年 4 月 27 日</p> <p>改正 平成 20 年 5 月 1 日</p> <p>改正 平成 21 年 4 月 17 日</p> <p>改正 平成 22 年 4 月 26 日</p> <p>改正 平成 23 年 7 月 20 日</p> <p>改正 平成 25 年 2 月 22 日</p> <p>改正 平成 26 年 2 月 3 日</p> <p><u>最終改正</u> 平成 27 年 4 月 21 日</p> <p style="text-align: right;">日本税理士会連合会 日本公認会計士協会 日本商工会議所 企業会計基準委員会</p>	<p>中小企業の会計に関する指針 （平成 25 年版）</p> <p style="text-align: right;">平成 17 年 8 月 1 日</p> <p>改正 平成 18 年 4 月 25 日</p> <p>改正 平成 19 年 4 月 27 日</p> <p>改正 平成 20 年 5 月 1 日</p> <p>改正 平成 21 年 4 月 17 日</p> <p>改正 平成 22 年 4 月 26 日</p> <p>改正 平成 23 年 7 月 20 日</p> <p>改正 平成 25 年 2 月 22 日</p> <p><u>最終改正</u> 平成 26 年 2 月 3 日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 日本税理士会連合会 日本商工会議所 企業会計基準委員会</p>
<p>〔固定資産〕</p> <p>34. 固定資産の減価償却</p> <p>(1) 減価償却の方法</p>	<p>〔固定資産〕</p> <p>34. 固定資産の減価償却</p> <p>(1) 減価償却の方法</p>

改正指針（平成 27 年 4 月 21 日）	旧指針（平成 26 年 2 月 3 日）
<p>有形固定資産の減価償却の方法は、定率法、定額法その他の方法に従い、耐用年数にわたり每期継続して適用し、みだりに変更してはならない。なお、減価償却は、固定資産を事業の用に供したときから開始する。</p> <p>減価償却における耐用年数や残存価額は、その資産の性質、用途、使用状況等に応じて合理的に決定しなければならない。ただし、法人税法上の耐用年数を用いて計算した償却限度額を減価償却費として計上することも認められる。</p> <p>算定された減価償却費は、その性質に応じて製品原価又は期間費用として処理する。<u>資産の陳腐化その他一定の事由により使用可能期間が従来の耐用年数に比して著しく短くなった場合は、未經過使用可能期間（使用可能期間のうちいまだ経過していない期間）にわたり減価償却を行う。</u></p> <p>租税特別措置法による特別償却のうち、一時償却額は、重要性の乏しい場合を除きその他利益剰余金の区分における積立て及び取崩しにより繰延税金負債を控除した金額を特別償却準備金として計上する。</p> <p>なお、無形固定資産の減価償却の方法は、定額法その他の方法に従い、有効期間にわたり每期継続して適用する。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>有形固定資産の減価償却の方法は、定率法、定額法その他の方法に従い、耐用年数にわたり每期継続して適用し、みだりに変更してはならない。なお、減価償却は、固定資産を事業の用に供したときから開始する。</p> <p>減価償却における耐用年数や残存価額は、その資産の性質、用途、使用状況等に応じて合理的に決定しなければならない。ただし、法人税法上の耐用年数を用いて計算した償却限度額を減価償却費として計上することも認められる。</p> <p>算定された減価償却費は、その性質に応じて製品原価又は期間費用として処理する。<u>減価償却計算に適用した耐用年数又は残存価額が、その設定に当たり予測できなかった技術革新等の機能的な原因又は使用による物理的原因等により著しく不合理となった場合等には、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づき過年度における減価償却累計額を修正し、その修正額を特別損失に計上する。</u></p> <p>租税特別措置法による特別償却のうち、一時償却額は、重要性の乏しい場合を除きその他利益剰余金の区分における積立て及び取崩しにより繰延税金負債を控除した金額を特別償却準備金として計上する。</p> <p>なお、無形固定資産の減価償却の方法は、定額法その他の方法に従い、有効期間にわたり每期継続して適用する。</p> <p>(2) 同 左</p>
<p>〔退職給付債務・退職給付引当金〕 要 点</p>	<p>〔退職給付債務・退職給付引当金〕 要 点</p>

改正指針（平成 27 年 4 月 21 日）	旧指針（平成 26 年 2 月 3 日）
<p>➤ <u>確定給付制度¹³（退職一時金制度、厚生年金基金及び確定給付企業年金）を採用している場合は、退職給付債務¹⁴に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付引当金として計上する。ただし、一定の場合には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法（簡便的方法）を適用できる。</u></p> <p>➤ <u>中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度のように拠出以後に追加的な負担が生じない確定拠出制度¹⁵を採用している場合は、毎期の掛金を費用処理する。</u></p> <p>※脚注</p> <p>¹³ <u>確定給付制度とは、確定拠出制度以外の退職給付制度をいう。</u></p> <p>¹⁴ <u>退職給付債務とは、退職給付のうち、認識時点までに発生していると認められる部分を割り引いたものをいう。</u></p> <p>¹⁵ <u>確定拠出制度とは、一定の掛金を外部に積み立て、事業主である企業が、当該掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負わない退職給付制度をいう。</u></p> <p>53. 確定給付制度の会計処理－原則法</p> <p><u>退職給付債務は、退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する。退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付引当金として計上する。</u></p>	<p>➤ <u>確定給付型退職給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金及び確定給付企業年金）を採用している場合は、年金数理計算に基づき算定した退職給付債務から外部拠出した年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（退職給付引当金）として計上する。ただし、一定の場合には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法（簡便的方法）を適用できる。</u></p> <p>➤ <u>中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合は、毎期の掛金を費用処理する。</u></p> <p>（脚注追加）</p> <p>53. 確定給付型退職給付債務の会計処理－原則法</p> <p><u>退職時に見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を一定の割引率及び予想残存勤務期間に基づいて割引計算した退職給付債務に、未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（退職給付引当金）として計上する。</u></p>

改正指針（平成 27 年 4 月 21 日）	旧指針（平成 26 年 2 月 3 日）
<p>54. 確定給付制度の計算方法－簡便的方法</p> <p>退職一時金制度の場合、会社が自ら計算することができる方法として退職給付に係る期末自己都合要支給額をもって退職給付債務とすることが認められる。</p> <p>確定給付型の企業年金制度であっても、通常、支給実績として従業員が退職時に一時金を選択することが多い。この場合には、退職一時金制度と同様に退職給付債務を計算することができる。</p> <p>55. 確定拠出制度（中小企業退職金共済制度等）の会計処理</p> <p>中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出年金制度のように拠出以後に追加的な負担が生じない<u>確定拠出制度</u>については、当該制度に基づく要拠出額である掛金をもって費用処理する。ただし、退職一時金制度等の<u>確定給付制度</u>と併用している場合には、それぞれ会計処理する必要がある。なお、退職一時金の一部を中小企業退職金共済制度等から支給する制度の場合には、期末自己都合要支給額から同制度より給付される額を除いた金額によることとなる。</p>	<p>54. 確定給付型退職給付債務の計算方法－簡便的方法</p> <p>同 左</p> <p>55. 中小企業退職金共済制度等の会計処理</p> <p>中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出年金制度のように拠出以後に追加的な負担が生じない<u>外部拠出型</u>の制度については、当該制度に基づく要拠出額である掛金をもって費用処理する。ただし、退職一時金制度等の<u>確定給付型</u>と併用している場合には、それぞれ会計処理する必要がある。なお、退職一時金の一部を中小企業退職金共済制度等から支給する制度の場合には、期末自己都合要支給額から同制度より給付される額を除いた金額によることとなる。</p>
<p>〔外貨建取引等〕</p> <p>79. 会計処理と法人税法上の取扱い</p> <p>会計処理が特殊な項目を除き決算時の為替相場により換算するのに対して、法人税法は外貨建資産等の期末換算に関して、下記表¹⁹の通り、外貨建資産等を一年基準により短期と長期とに分類した上で、期末換算の方法を規定している。</p> <p>しかし、外貨建その他有価証券を除き、換算方法等を税務署長に</p>	<p>〔外貨建取引等〕</p> <p>79. 会計処理と法人税法上の取扱い</p> <p>会計処理が特殊な項目を除き決算時の為替相場により換算するのに対して、法人税法は外貨建資産等の期末換算に関して、下記表¹⁶の通り、外貨建資産等を一年基準により短期と長期とに分類した上で、期末換算の方法を規定している。</p> <p>しかし、外貨建その他有価証券を除き、換算方法等を税務署長に</p>

改正指針（平成 27 年 4 月 21 日）	旧指針（平成 26 年 2 月 3 日）
<p>届け出ることにより、本指針の会計処理と法人税法上の取扱いを一致させることができる。</p> <p style="text-align: center;">（表は省略）</p> <p>※脚注</p> <p>¹⁹外貨建債権、外貨建債務、外貨建有価証券、発生時換算法及び期末時換算法とは、原則として、法人税法第 61 条の 9 《外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等》第 1 項に定めるものをいう。また、保有期間等が 1 年超であるか否かについては、期末時点で判定する。</p>	<p>届け出ることにより、本指針の会計処理と法人税法上の取扱いを一致させることができる。</p> <p style="text-align: center;">（表は省略）</p> <p>※脚注</p> <p>¹⁶外貨建債権、外貨建債務、外貨建有価証券、発生時換算法及び期末時換算法とは、原則として、法人税法第 61 条の 8 《外貨建取引の換算》第 1 項及び同法第 61 条の 9 《外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等》第 1 項に定めるものをいう。また、保有期間等が 1 年超であるか否かについては、期末時点で判定する。</p>
<p>〔組織再編の会計（企業結合会計及び事業分離会計）〕</p> <p>80. 企業結合会計</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 対価の支払いに関する会計処理</p> <p>企業結合が取得と判定された場合及び共通支配下の取引等のうち<u>非支配株主</u>との取引（親会社と子会社が合併する場合で、<u>非支配株主</u>が保有する子会社株式を交換する取引など）に該当する場合には、結合企業が交付する株式等の財は時価で測定しなければならない。ただし、株式等の財の時価の算定が困難な場合には、(2)により算定された資産及び負債の時価を基礎とした評価額（時価の算定が困難な場合には適正な帳簿価額による純資産額）を用いることができる。</p>	<p>〔組織再編の会計（企業結合会計及び事業分離会計）〕</p> <p>80. 企業結合会計</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 同 左</p> <p>(3) 対価の支払いに関する会計処理</p> <p>企業結合が取得と判定された場合及び共通支配下の取引等のうち<u>少数株主</u>との取引（親会社と子会社が合併する場合で、<u>少数株主</u>が保有する子会社株式を交換する取引など）に該当する場合には、結合企業が交付する株式等の財は時価で測定しなければならない。ただし、株式等の財の時価の算定が困難な場合には、(2)により算定された資産及び負債の時価を基礎とした評価額（時価の算定が困難な場合には適正な帳簿価額による純資産額）を用いることができる。</p>

改正指針（平成 27 年 4 月 21 日）		旧指針（平成 26 年 2 月 3 日）	
(4) (略)		(4) 同 左	
(5) (略)		(5) 同 左	
<p>〔個別注記表〕 個別注記表の規定 （会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）の個別注記表の場合） <個別注記表></p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 株主資本等変動計算書に関する注記</p> <p>① 当該事業年度の末日における発行済株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの発行済株式の数）</p> <p>② 当該事業年度の末日における自己株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの自己株式の数）</p> <p>③ 当該事業年度中に行つた剰余金の配当（当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための法第 124 条第 1 項に規定する基準日が当該事業年度中のものを含む。）に関する次に掲げる事項その他の事項</p> <p>イ 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額</p>	<p>会社計算規則の規定</p> <p>(101)、(102の 2)、(102の 3)</p> <p>(105)</p>	<p>〔個別注記表〕 個別注記表の規定 （会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）の個別注記表の場合） <個別注記表></p> <p>1～3 同 左</p> <p>4. 株主資本等変動計算書に関する注記</p> <p>① 同 左</p> <p>② 同 左</p> <p>③ 当該事業年度中に行つた剰余金の配当に関する事項</p> <p>④ 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当（当該事業年度に係る定時株主総会の終結後に法第 454 条第 1 項各号に掲げる事項を定めるものを除く。）に関する事項</p>	<p>会社計算規則の規定</p> <p>(101)、(102の 2)、(102の 3)</p> <p>(105)</p>

改正指針（平成 27 年 4 月 21 日）		旧指針（平成 26 年 2 月 3 日）	
<p>ロ <u>配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあっては、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額</u></p> <p>④ 当該事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権（法第 236 条第 1 項第 4 号の期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）</p> <p>5（略）</p>	(116)	<p>⑤ 同 左</p> <p>5 同 左</p>	(116)
<p>個別注記表の例示 （会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）の個別注記表の場合）</p> <p>1（略）</p> <p>2. 重要な会計方針</p> <p>(1) 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①（略）</p> <p>② 棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。ただし、原材料</p>		<p>個別注記表の例示 （会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）の個別注記表の場合）</p> <p>1 同 左</p> <p>2. 重要な会計方針</p> <p>(1) 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 同 左</p> <p>② 棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。ただし、原材料</p>	

改正指針（平成 27 年 4 月 21 日）	旧指針（平成 26 年 2 月 3 日）
<p>は最終仕入原価法を採用しています。</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>従来商品については最終仕入原価法による原価法を採用していましたが、……により当期から総平均法による原価法に変更しました。この変更による影響は軽微です。</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>3（略）</p> <p><u>4. 株主資本等変動計算書に関する注記</u></p> <p><u>（記載内容については、「株主資本等変動計算書に関する注記の例示（P58～59）」を参照。）</u></p> <p><u>5. 重要な後発事象に関する注記</u></p> <p>平成×年×月×日開催の取締役会において、〇〇〇を決議いたしました。</p> <p>これによる影響額は、×××千円であります。</p>	<p>は最終仕入原価法を採用しています。</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>従来商品については最終仕入原価法による原価法を採用していましたが、当期から総平均法による原価法に変更しました。この変更による影響は軽微です。</p> <p>(2)～(4) 同 左</p> <p>3 同 左</p> <p><u>4. 重要な後発事象に関する注記</u></p> <p>同 左</p>